暴力団排除に関する特約条項（工事契約書）

甲及び乙は、防衛省が発注する工事等に関し、次の特約条項を定める。

（下請等から暴力団を排除するための措置）

第1条　乙は、都道府県警察から、暴力団関係者として、防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第６条第１項に規定する工事等の契約に係る有資格者については、下請等として使用してはならない。

（暴力団員等から不当介入を受けた場合の通報義務）

第2条　乙は、防衛省が発注する工事等において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から地元対策費名目等での金品の要求、暴力団関係業者を下請負等として使用することの要求等の不当要求又は現場事務所を損壊する等の妨害行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに最寄りの都道府県警察への通報を行わなければならない。

（不当介入を受けたことにより工期に遅延が生じた場合）

第3条　乙は、防衛省が発注する工事等において、暴力団員等から不当介入を受けたことにより工期に遅延が生じる等の被害が生じた場合には、じ後の措置について甲と協議することができる。